

2. 神明遺跡出土遺物の検討 一古墳時代前期の土器を中心に一

赤坂亨

1. 神明遺跡出土遺物の分類基準

神明遺跡の住居跡出土遺物は以下の8つ分類基準を設け、IからVIIIへ順に細別を進めていった。

- I. 機能推定レベル分類…粘土を用いて形作られ焼成されたもののうち、限定された機能しか推定できなものとその他に分類。前者を土製品とし、後者を土器（非土製品）とする。
- II. 用途推定レベル分類…用途推定に基づく土器の大別。煮炊き・貯蔵・盛るなどに用いえないミニチュアとその他に大別。その他土器からは頸部の有るものと壺甕類として分離。
- III. 形態レベル大分類……土器全体のプロポーションによる分類。口縁部の長さと屈曲部の広さ、有脚とその他、底面有孔とその他などを基準とする。
- IV. 形態レベル中分類……土器の大きさによる分類。小型土器とその他。
- V. 形態レベル小分類……土器の各部位の形状による分類。胴部・底部・脚部の形状などを基準とする。
- VI. 形態レベル微細分類…口縁部の形状・調整による分類。口縁部の微細な形状などを基準とする。
- VII. 表徴レベル分類……器面の大半に及ぶ視覚的特徴。定型文様群・胴部調整・胎土。
- VIII. 表徴レベル小分類……器面の一部を占める視覚的特徴。文様・浮文・文様群構成。

I・IIは主観的な推定に基づく機能と用途を、III・IV・V・VIは土器の形態の特徴を、VII・VIIIは形態に表れない土器の表面上の特徴をそれぞれ分類基準としている。

それぞれの段階での分類基準を有するものとその他とに分け、その下の段階でまた同様の分類を繰り返すという分類方針に基づいている。従って各段階の「その他」の中には各段階では分類できない雑多なものが含まれる。各段階の分類基準で分類することが出来ないものはそのまま下の段階へ持ち越となる。

なお土器観察表ではIIIで与えた名称が器種に、VIIIで与えた名称が器形の特徴の最初に記載した名称にそれぞれ該当する。後者の名称は、①VIIIからIIIへと逆に呼んでいく、②その他は読まない、③重複した場合は読まないという規則に基づいて命名した。

2. 神明遺跡の時間的位置付け

2-1 広域編年への位置付け

この分類体系ではIからVIIIまで8つのレベルの器種名称が存在する。広域で編年を行う場合には、広く分布がみられ、かつ器種内での変化が少ない器種が基準となりうる。

III以降の器種をみていくと、IIIレベルにおいて出土遺物は壺（17点）・在地弥生土器形土器（1点）・甕（29点）・器台（5点）・高坏（11点）・鉢（4点）・有孔鉢（1点）・蓋（1点）・その他土器（1点）・ミニチュア高坏（1点）・ミニチュア甕（2点）・土玉（2点）の12種類（75点）に分類される。

これら12器種のうち、複数出土していて、かつIII以降の下位分類ではほとんど分化しないという器種内分化パターンをもつものは、器台（3住居址、3種類[V]→3種類[VIII]）であり、次いで高坏（6住居址、4種類[V]→6種類[VIII]）である。また壺〔III〕内でもV以降細分されない丸底小型壺〔V〕は同様の器種内分化パターンをもつといえる。これらの器種は遺跡内での器種の細分化がみられないだけでなく、弥

第1表 神明遺跡出土遺物分類表

I 機能推定 レベル分類	II 用途推定 レベル分類	形態 評価A	形態 評価B	III 形態レベル 大分類	IV 形態レベル 中分類	V 形態レベル 小分類	VI 形態レベル 微細分類	VII 表微レベル 分類	VIII 表微レベル 小分類
土器	壺甕類 (有頸部)	長口縁部	広屈曲部	壺	小型壺	丸底			
						直口縁	ミガキ調整	口縁部ハケ調整	
						内湾口縁		脣部ミガキ調整	
						その他	ハケ調整		
						下膨壺	その他	朱彩	
		短口縁部	広屈曲部	甕	小型甕	広口壺	密ハケ調整		
						その他	ハケ調整		
						その他	その他		
						在地弥生土器型土器			
						付加条縄文施文			
その他	その他	その他	その他	器台	台付	台付			
						有段口縁	密ハケ調整		
						輪積痕口縁	ナデ調整		
						内湾口縁	粗ハケ調整		
						その他	密ハケ調整		
					台付甕	粗ハケ調整			
						上膨甕 (千種甕)	面取口縁	ケズリ調整	
						有段口縁	ケズリ調整		
						その他	ケズリ調整		
						直口縁	粗ハケ調整		
その他	その他	その他	その他	高杯	球胴甕	内湾口縁	ヘラナデ調整		
						その他	ハケ調整		
						その他	その他		
						口縁押圧甕			
						平底甕			
				鉢	その他の鉢	面取口縁	密ハケ調整		
						その他	粗ハケ調整		
						その他	その他		
					(その他の鉢)	平底鉢	有稜		
						その他	その他		
						その他	その他		
その他	ミニチュア	その他	その他	蓋	有孔鉢				
					?				
				甕	高杯				
					土玉				
その他	管状土製品	球状	土玉						

生時代末～古墳時代前期にかけての東日本や列島規模でも器種の細分化が少ないものである。比田井克人はこれらの器種のVレベルでの器種組成に着目し、南関東地方における古墳時代前期の土器様相は三段階のプロセスをもって進行するとした編年案を提示している（比田井 1994）。

器台を比田井編年に位置付ければ、小型器台〔IV〕はSI-4の8がI段階（古）、SI-8の10がI段階の範疇となる。結合器台〔V〕は、SI-3の12の類例が千葉県鴨川市根方上ノ芝条里跡E地点SX-1号出土土器群にあり（高田・加藤・小久貫・田中 2001）、この住居跡が比田井編年I段階新相でも前の方に位置付けられていることから、SI-3の12もほぼ同時期といえる。SI-8の9は坏部底面に透穴を有するなど、VIレベルでの差異が生じているようだがSI-3の12と同様の時期を与えられる。

高坏のうち小型高坏〔IV〕はSI-3の13・14が比田井分類の小型高坏A類（比田井 1980）に相当し、比田井編年I段階の範疇に、同17およびSI-9の5はI段階～II段階に位置付けられる。内湾脚高坏〔V〕は比田井分類の元屋敷系高坏に相当し、SI-3の15・16はI段階～II段階に位置付けられる。柱状脚高坏〔V〕は比田井分類の柱状脚部高坏に相当し、SI-1の7・8およびSI-2の6はIII段階に位置付けられる。

丸底小型壺は比田井分類の小型丸底壺に相当し、この土器が組成に加わることが比田井編年II段階のメルクマールとなっており、SI-7の2を含むSI-7出土土器群は比田井編年II段階以降に位置付けられる。

また広域編年に対応させ出来るものとしてはパレス文様〔VII〕がある。SI-9の1は北関東のパレス壺を対象とした田口分類（田口 1987）ではA-II類に該当し、比田井編年ではI段階～II段階に位置付けられる。

以上の検討から神明遺跡の住居跡は比田井編年I段階に相当するSI-3・SI-4・SI-8・SI-9と、III段階に相当するSI-1・SI-2・SI-7とに大別でき、前者を神明I期、後者を神明II期とする。なおSI-6については出土土器数が少ないため判断を保留しておく。

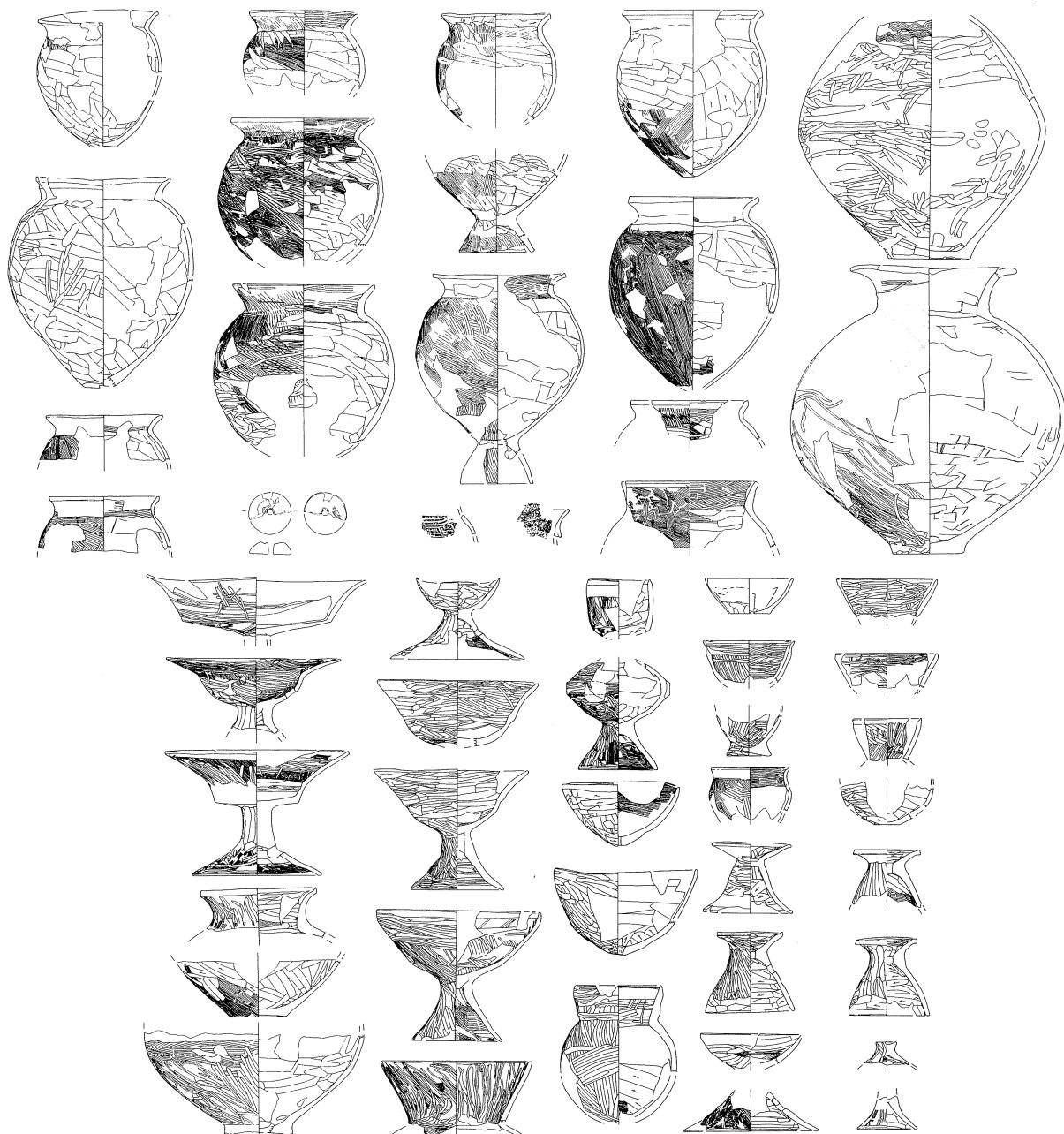
2-2 神明I期における住居跡間の前後関係の検討

特定器種の分析からでは、大別内における住居跡間の前後関係が検討できない。それについてVレベルでの器種と下位分類〔VI・VII・VIII〕から検討していく。

神明I期の住居址から出土する土器のほとんどは在地の弥生土器の系譜を引かない外来土器（比田井 1993）である。それらはVレベルでの器種でみると、その系譜や出自は5大別できる。すなわち、①上膨甕（千種甕）・結合器台・有孔鉢・蓋=北陸（東部）系、②下膨壺・台付甕の一部・内湾脚小型器台・内湾脚高坏=東海系、③丸底小型壺・小型高坏・小型器台・柱状脚高坏=畿内系、④小型甕・台付甕の一部・口縁押圧甕=南関東系、⑤台付小型甕=樽式などの北関東系、とそれぞれ捉えられる。

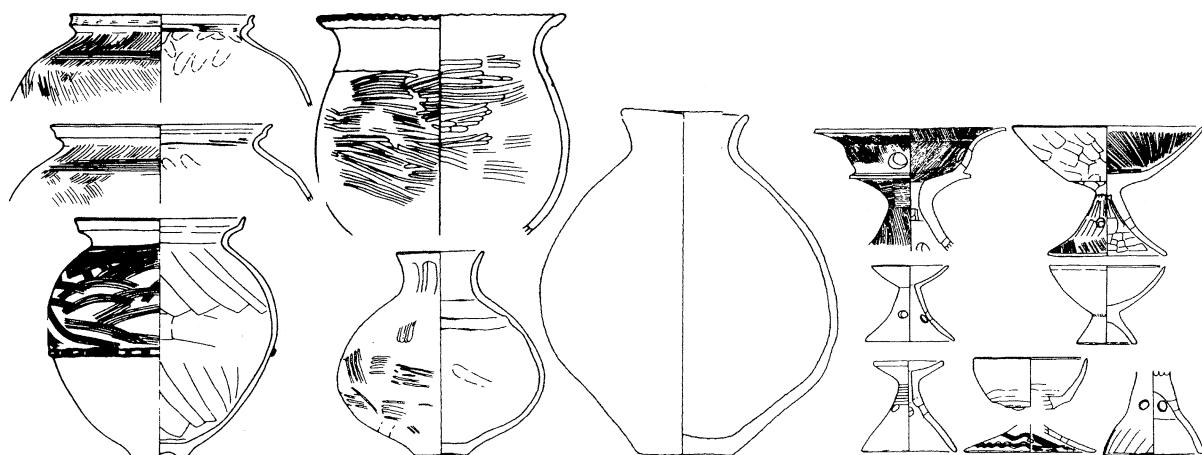
ところがこれら外来土器とされた器種をさらに下位分類まで細分していくと、出自地域の土器とは細部の形状や調整・文様構成が異なっている場合がほとんどである。特に前項で編年基準としなかった壺甕類〔II〕において顕著にみられる。例えば上膨甕（千種甕）はもともとVレベルでは器面をハケ調整するが、SI-3の上膨甕（千種甕）はすべてケズリ調整している。またパレス文様下膨壺〔VII〕はVレベルではもともと頸部に隆帯を貼り付けるが、SI-9の1では頸部に南関東的な円形浮文が貼り付くなど、それぞれ出自地域ではみられない上位レベルと下位レベルとの対応関係が生じている。これは神明I期の壺甕類〔II〕の特徴といえるものである。そしてSI-3の上膨甕（千種甕）のように、一定の対応関係を持つ土器は基本的に同一住居跡内でしか共有されないようである。

これに対し異住居跡間の土器では下位分類〔VI・VII・VIII〕とした属性が共有される。例えばSI-3の上膨甕（千種甕）の口縁形態〔IV〕が、他住居跡の他系統器種の口縁形態〔VI〕にも見られるという現象がある。



群馬県前橋市二宮町・荒子町 荒砥上之坊遺跡 2 区 33 号住居出土遺物

千葉県鴨川市和泉 根方上之芝条里跡 E 地点 SX-1 号出土遺物



こうした下位分類〔VI・VII・VIII〕属性の共有は異系統土器を直接的接触によって知ることが出来た結果によって生じると考える。従って下位分類〔VI・VII・VIII〕属性の共有する土器をもつ住居同士は時間的に同時存在あるいは近接しているということを示すと考える。従って小型甕〔V・南関東系〕+有段口縁〔VI・北陸（東部）系〕であるSI-4の5、その他甕〔V・系統不明〕+面取口縁〔VI・北陸（東部）系〕であるSI-6の1は上膨甕（千種甕）〔V・北陸（東部）系〕であるSI-3の1・2・3・4・5と時間的に近接して作成されたと考えられ、住居同士も同時あるいは近接して存在していた可能性がある。

またSI-4の6の小型甕〔V・南関東系〕における粗ハケ調整〔VII〕と頸部ヨコナデ〔VIII?〕は、SI-8の5などの在地弥生土器形土器〔III〕にみられる付加条縄文施文〔VII〕と頸部無文帯を模倣した可能性が考えられる。従ってSI-4とSI-8は同時あるいは近接して存在していた可能性がある。

また異なる住居跡間で、形態・表徴レベルともに独特な器種〔VIII〕を共有することも、同時存在を推定する材料になるだろう。それに該当するのが結合器台〔VIII〕（SI-3の9・12とSI-8の9）であり、SI-3とSI-8は同時あるいは近接して存在していた可能性がある。

以上を整理するとSI-3とSI-4とSI-6、SI-8とSI-4、SI-3とSI-8がそれぞれ同時存在するか、後続する可能性があるものである。これに従うと神明I期はSI-3・SI-4・SI-6・SI-8とSI-9との二つに分けられるが、あくまで相対的なものであって同時存在していた可能性は高いと考える。

3. 各時期の特徴

3-1 神明I期

この時期の神明遺跡には、壺甕類に外来系でありながら出自地域ではみらない細部形状・調整・文様構成をもつものが存在する。この現象を本稿の分類に照らすと、出自地域と神明遺跡とでは壺甕類の上位レベル（全体の形状・大きさ等）と下位レベル（口縁部形状・器面調整等）との対応関係が変化しているといえる。

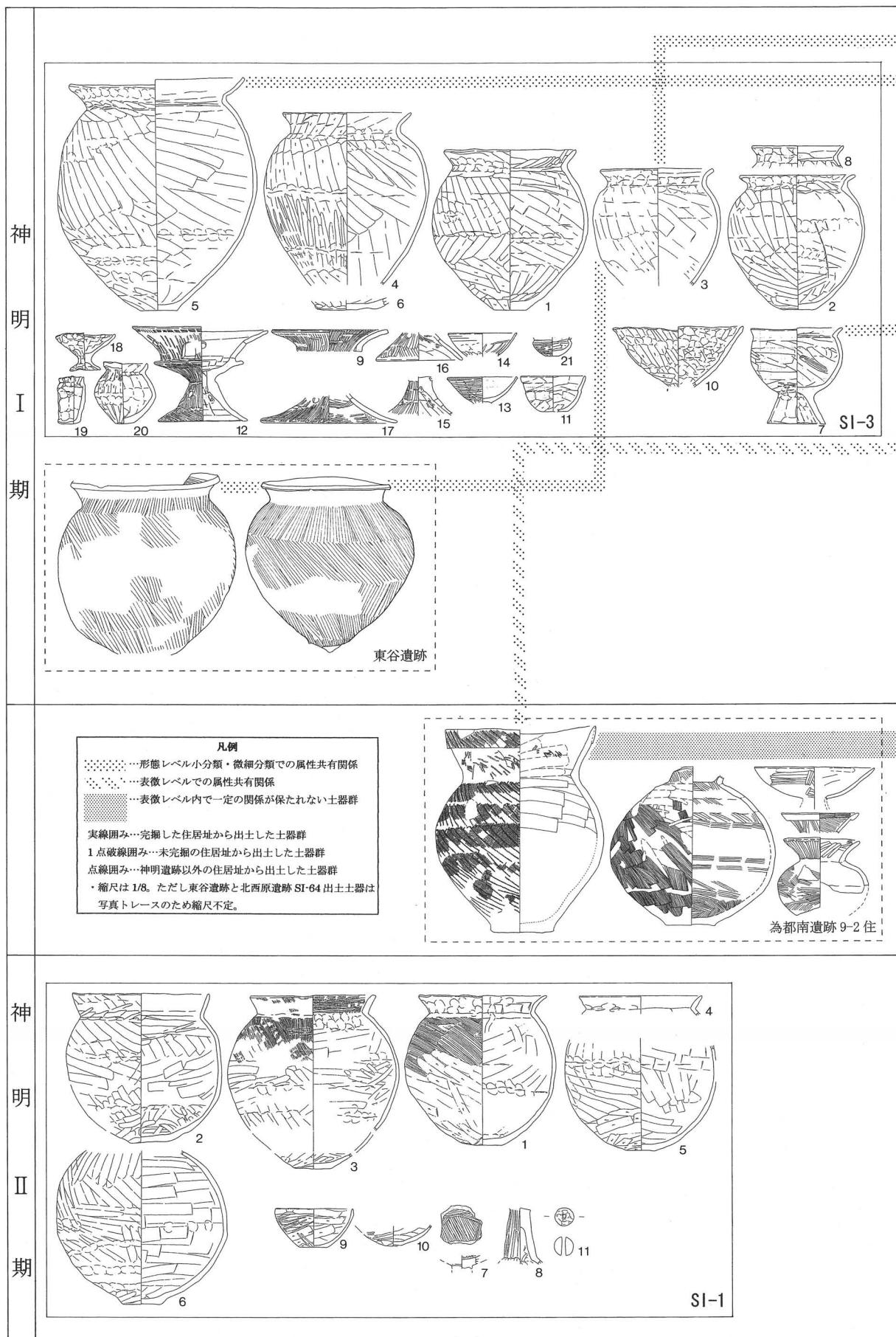
この対応関係において他の系統の影響を受けず、一方的に影響を与えるものが北陸系である。このことから、神明遺跡における集落形成の初期段階ではSI-3の北陸系土器を用いた人々が強く関与していた可能性がある。またSI-3の北陸系土器の器種組成〔V〕は、北関東における北陸系土器の良好な出土例である群馬県前橋市荒砥上ノ坊遺跡2区33号住居址出土遺跡群の器種組成と類似しており（小島・能登 1995）、群馬経由で北陸系の土器が伝わってきたことを想起させる。

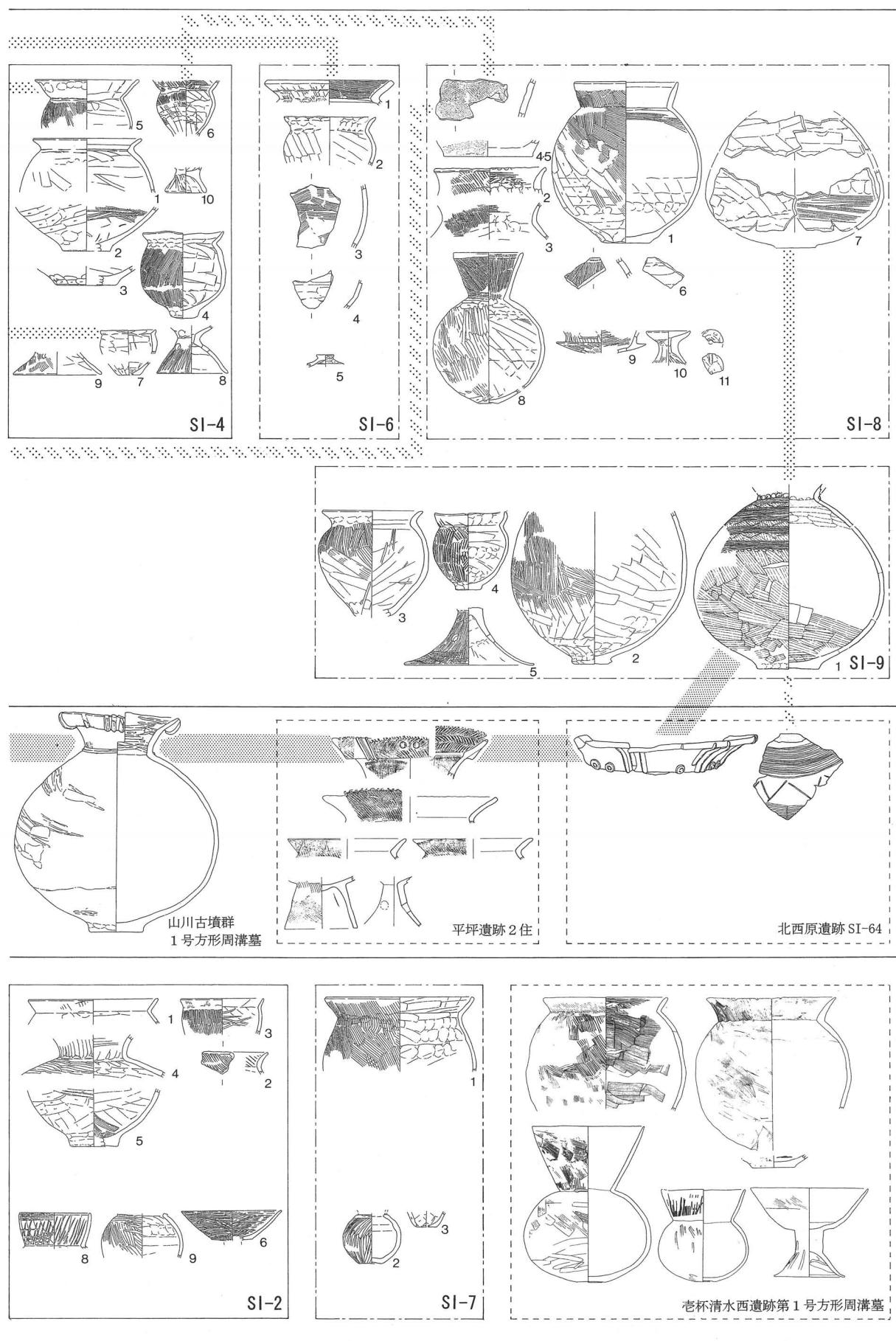
またSI-8からは北陸系土器と付加条縄文を羽状に施文する土器が共存している。この施文方法は原田遺跡群の弥生時代後半の土器にみられるものである。ただし神明I期の住居址中の1軒から底部が1点出土しただけであるので時期的な前後関係は慎重に判断せざるを得ないが、神明I期=比田井編年I段階に弥生時代後半の土器を用いた集落が共存していた可能性がある。

調査では神明遺跡内に弥生時代住居跡が確認されておらず、神明I期の人々は原田遺跡群のような在地の弥生時代大集落が存在する天の川沿岸を避けて、在地集落の少ない桜川沿岸に集落を形成したのかもしれない。ただし神明I期の住居跡にも、原田遺跡群の弥生時代末期の住居跡にも、環濠や武器といった両者の緊張関係を想定させるような遺構や遺物は確認されておらず、両者は共存関係を保っていたようである。

神明I期でも後半になるとパレス文様下膨壺〔VII・東海系〕に円形浮文を付加する〔VIII・南関東系〕という、新たな類型の「出自地域とは対応関係が変化した壺甕類」が出現する。北陸系の影響力の低下は神明I期中にすでに生じているようである。

神明I期でみられる、北陸系を基本としつつも「出自地域とは対応関係が変化した壺甕類」は周辺遺跡で





もみられ、桜川対岸の土浦市東谷遺跡から出土した面取口縁上膨甕（千種甕）〔VI, 北陸系〕の例がある。器面調整はハケを基本〔VII, 北陸系?〕とするが、台付になるもの〔VI, 北・南関東系もしくは東海系〕も出土している（黒澤 2001）。

こうした「対応関係が流動的な壺甕類」出現の背景には弥生土器からの継続性の無さが影響していると考える。弥生土器からの伝統の上に古墳時代土器が成立した地域では、土器における形態レベルと表微レベルとの対応関係が定められていたが、茨城県南部域では弥生土器とは無関係に古墳時代土器が成立したため土器製作者が任意にその対応関係を変更できたのではないだろうか。

3-2 神明Ⅰ期とⅡ期の間の期間

神明遺跡においては断絶期間となるが、北側の北西原遺跡SI-64では山形のピッチが広く型式的に後続するパレス文様壺が出土しており（黒澤 2001）、常名台遺跡群全体では継続していた。このパレス文様壺は胎土や調整が結城郡千代川村下栗野万台遺跡で出土するパレス文様壺に類似するようであり、この時期には点的だった東海系の影響が、経路は不明ながら面的に展開していったようである。

この時期は装飾的要素の強い器種（壺など）において表微レベル内で一定の関係が保たれず、複数の系統の属性を各土器がそれぞれに発現し、その結果各土器の外見上の個性が強くなるという特徴がある。例えば、パレス壺と同じ北西原遺跡SI-64からは庄内式系の加飾壺〔VII〕に、南関東弥生土器系統の棒状浮文〔VIII〕が付加されたものが出土している（黒澤 2001）。また、擬似的な付加条縄文を施文する新治郡霞ヶ浦町為都南遺跡9-2号住出土の在地弥生土器形土器や、口縁部に棒状浮文・頸部に隆帯を貼り付ける神明遺跡南側の山川古墳群1号方形周溝墓出土の壺（比毛 1999）や、南関東的な装飾壺の口縁部内面にパレス文様壺的に羽状縄文を施した土浦市平坪遺跡2号住出土の壺（矢ノ倉 1996）などがある。

また神明遺跡を含めた常名台遺跡群で判明している古墳時代の墓制は、この山川古墳群方形周溝墓が最も古く、周辺地域の方形周溝墓や古墳もこの時期から築造が開始されたようである。

3-3 神明Ⅱ期

この時期には各器種〔III〕における対応関係が固定化され、球胴甕・球胴壺・丸底小型壺・柱状脚高坏・平底鉢・土玉という古墳時代中期にも継続していく器種組成〔V〕が完成する。

同時期の墓制としては土浦市壱杯清水西遺跡方形周溝墓（黒澤 1997）が挙げられる。

本文・図版 引用文献

- 赤坂亭・川口武彦・千葉隆司 1991 『為都南遺跡』 出島村教育委員会
伊東 重敏 1994 『権現平古墳群』 玉里村教育委員会
黒澤 春彦 1997 『三夜原東遺跡 新堀東遺跡 壱杯清水西遺跡』 土浦市教育委員会
黒澤 春彦 2001 『第6回特別展図録 弥生から古墳へ』 上高津貝塚ふるさと歴史の広場
小島 敦子・能登健 1995 『荒砥上ノ坊』 I 群馬県埋蔵文化財調査事業団
高田 博・加藤修司・小久賀隆史・田中裕 2001 『千葉県文化財センター研究紀要』 21
田口 一郎 1987 「パレス・スタイル壺の末裔たち」『欠山式土器とその前後 研究報告編』
比毛 君男 1999 『常名台の古代のむら』 上高津貝塚ふるさと歴史の広場
比田井克人 1980 「古墳発生時における小型高坏について」『金鈴』 22
比田井克人 1993 「東国における外来土器の展開」『翔古論聚』
比田井克人 1994 「南関東における庄内式併行期の土器」『庄内式土器研究』 VII
矢ノ倉正男 1996 『右羽貝塚東遺跡 内路地台遺跡 念代遺跡 平坪遺跡』 茨城県教育財団